

(案)

静岡市共通封筒広告掲載業務（広告枠〇） 契約書

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、静岡市共通封筒広告掲載業務広告枠〇について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（静岡市共通封筒への広告の掲載）

第2条 乙は、静岡市共通封筒の広告掲載枠を購入し、静岡市共通封筒広告掲載取扱要綱（令和7年10月10日施行）及び静岡市共通封筒広告掲載業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、広告掲載枠に掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、仕様書に基づき乙が作成した広告を静岡市共通封筒に掲載するものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の契約期間は、この契約の締結日から令和9年3月31日までとする。

（広告掲載料）

第4条 広告掲載枠への広告掲載料は、次のとおりとする。

金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇円）

（契約保証金）

第5条 この契約の契約保証金は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条第4号の規定により免除する。

（実施の監督）

第6条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、期間中いつでも乙に対して、広告の掲載に関して質問し、又は資料の提出を求めることができる。

（通知義務）

第7条 乙は、この契約の履行に影響を及ぼす重要な事情の変化が生じたときは、直ちに甲に対して通知し、必要な指示を受けなければならない。

（広告掲載料の納入）

第8条 乙は、広告掲載料を令和〇年〇月〇日までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 乙は、広告掲載料を前項に規定する納入期限までに納入しないときは、その納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、遅延日数1日につき、広告掲載料の2,000分の1に相当

する額の遅延金を、甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(責務)

第9条 乙（乙の従業員及び従業員であった者並びに第12条ただし書の規定により受託し、又は請け負った者（次項において「従業員等」という。）を含む。次条及び第11条において同じ。）は、この契約に基づく業務の履行に関して知り得た事項を漏洩し、又は盗用してはならない。期間満了後又はこの契約の解除後も、同様とする。

2 乙は、従業員等の責務について、万全の措置を講じなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第11条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た事項をこの契約の目的外に使用し、又は第三者に閲覧させ、若しくは提供してならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、若しくはその権利を担保に供し、又はこの契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 この契約の履行に当たり、乙又は乙の従業員に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(契約の変更等)

第14条 甲は、必要があるときは、乙と協議してこの契約の全部又は一部につき、その内容を変更し、その履行を一時中断させ、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、契約期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定める。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、広告原稿の提出が別紙仕様書に定められた期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(3) 前各号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの契約を解除することができる。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、既納の広告掲載料を返還しないものとする。

（市長への報告等）

第16条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第17条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長 難波 喬司

乙